

黄金ふれあいセンター指定管理者の公募について

1. 指定管理者制度対象施設

恵庭市黄金ふれあいセンター（恵庭市黄金南5丁目11番1号）

2. 指定期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

3. 事業者の選定及び決定方法

(ア) 事業者の選定は「恵庭市黄金ふれあいセンター及び恵庭市生涯学習施設かしわのりの指定管理者設置に伴う事業者審査委員会」において、書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを行い、審査評点の合計が最も高く、最低基準店を上回る申込者を指定管理者候補として選定します。

(イ) 審査会より選定された指定管理者候補は「恵庭市指定管理者候補選定委員会」において審査後、議会の議決を経て決定（指定）されます。

4. 募集要項・仕様書

別紙「恵庭市黄金ふれあいセンター・恵庭市生涯学習施設かしわのり指定管理者募集要項・仕様書」（案）

5. 今後のスケジュール（案）

期 間	内 容
7月上旬	第1回審査委員会（募集内容の確認）
7月中旬～8月下旬	募集要項の配布
7月中旬	社会福祉審議会・児童福祉専門部会
7月下旬	公募説明会
8月中旬～9月上旬	応募書類の受付
9月下旬	第2回審査委員会（プレゼンテーション・ヒアリング）
10月中旬	指定管理者候補者選定委員会⇒候補者決定
11月下旬～	第4回定例会に議案提出